

最高裁判決に伴う生活保護費等追加給付事業の実施について

1 経緯・前提

平成25年度から実施した生活扶助基準の改定に関する、令和7年6月27日最高裁判決及び、同11月28日付国の対応方針に基づき、保護等受給中世帯及び廃止世帯(以下、中国残留邦人等支援給付受給・廃止世帯含む)に対し、保護費等を追加給付する。

2 支給対象世帯

- (1)平成25年8月以降、保護等受給中世帯 約 14,000 世帯
⇒生活保護の一時扶助等により支給決定する。 **(申請は不要)**
- (2) // 保護等廃止世帯 約 14,000 世帯
⇒対象者の申請に基づき支給する。 **(申請が必要)**

3 給付時期

- (1)受給中世帯 (口座払) 令和8年8月26日(水)
(窓口払・その他) 令和8年9月4日(金)

※国方針に従い、受給中世帯は令和8年夏頃の支給とする。

- (2)廃止世帯 令和8年10月以降、随時

※9月から申請を受け付け、国の方針に従い令和8年度末で完了。

※外部委託にて、以下の事務を対応する。

(中国残留邦人等支援給付分を除く)

- ・コールセンターの設置(8月～)
- ・申請書類の交付や受付(3福祉課) ※郵送が原則
- ・申請書類の審査、支給額の算定等

4 給付額

国が開発した計算ツールを活用して、各世帯の人数や年齢・保護受給期間などに応じた額を算定し、支給する。

※算定に際して、生活保護システムの改修が必要となる。

【追加給付額の例】給付額は各世帯の受給期間・状況により異なる。

例1) 高齢単身世帯: 10.1 万円

例2) 母子世帯(親 30 代、子小学生): 14.6 万円

※厚生労働省「最高裁判決を踏まえた対応に関する自治体担当者向け説明会」資料より抜粋。

※追加給付対象期間である平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月まで間、生活保護等を受給していたことを想定して算定。

※生活扶助基準本体のみ算定、各種加算等は想定していない。

5 予算措置

扶助費(保護費等)、人件費※(超過勤務)、委託料※(システム改修経費)等を、令和 8 年度 6 月補正予算に計上する。

(※の経費については、国から 10/10 補助を見込んでいる。)

6 対象者への周知

補正予算成立後、区ホームページや広報、SNS 等を活用して周知を進めていく。保護等受給中の世帯については、給付時期を知らせる通知を、事前に発送する。

7 今後のスケジュール見込み

時期	保護等受給中世帯	保護等廃止世帯	備考
5 月	・生活保護システムの改修 ↓	・受託事業者の選定	
6 月	・(下旬)改修完了	↓	
7 月	・(月上旬)システム検証作業 ・(中旬～)支給額算定作業 ↓	↓	広報いたばし (7/25)
8 月	・8/26 追加給付の支払い (口座払)	・事業委託開始	アイシェフ・ ボード(8/4)
9 月	・9/4 窓口払・その他	・申請受付開始	
10 月		・追加給付の支払い(随時)	
R 9.1 月		↓	広報いたばし (1/25)
3 月		・申出受付終了予定	